

独立行政法人地域医療機能推進機構九州病院における 時間外、休日における施設管理業務委託の公募の公示

独立行政法人地域医療機能推進機構九州病院では、当病院内に時間外、休日における施設管理業務委託を公募することといたしますので、希望する者は次のとおり企画書及び見積書（以下「企画書等」という）を提出願います。

令和 8 年 8 月 7 日

独立行政法人地域医療機能推進機構
九州病院 院長 内山 明彦

1. 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人地域医療機能推進機構九州病院における時間外、休日における施設管理業務委託

(2) 委託期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日（1 年間）

契約期間の満了を以て契約を終了し、更新はない。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 企画提案書及び見積書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること

- ① 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則第 5 条及び第 6 条の規定に該当しないものであること。
- ② 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」の A, B 及び C 等級に格付けされ、九州沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 法人等を設立して 5 年以上経過しており、良好な運営実績が 3 年以上であること。
- ④ 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ⑤ 不正及び不誠実な行為がないこと。
400 床以上の病院での実績が 2 年以上あること。

(2) 企画提案書及び見積書を選定するための評価項目等（詳細は、別紙「評価基準」）

① 評価者

企画提案書の審査は、経理責任者である院長が当病院の職員の中から指名し構成される。

② 選定

企画提案書と見積書の内容については、評価項目に従い総合評価を行います。（但し、項目により配点が異なります。）運営者の決定については、評価を点数化し、見積書提出者（以下「提出者」という。）の立会いのもと見積書の開封を行い、予定価格の範囲内で見積書を提出した者のうち評価合計点が最も高い者を第一交渉権者とします。その者が複数の場合は、入札した価格に基づき交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。

(3) 評価基準

説明書配布時に「評価基準」を添付します。

(4) 選定後の手続き

第一交渉権者として選定された提出者は、詳細な業務仕様について当病院と協議を行います。協議が整わず、契約できる見込みがないときは、第二交渉権者と契約に向けて協議します。

3. 契約条項を示す場所

- (1) 〒806-8501 福岡県北九州市八幡西区岸の浦 1-8-1
独立行政法人地域医療機能推進機構九州病院 経理課契約係
電話 093-641-5111 FAX 093-642-1868
《E-mail》 youdo@kyusyu.jcho.go.jp

4. 参加手続等

- (1) 担当部署：3. (1) に同じ
- (2) 説明書の交付期間及び場所
- ① 交付期間：令和8年8月8日（土）～令和8年9月6日（日）
までの土日祝日を除く9時00分～17時00分までに「機密保持に関する誓約書」
（本公告添付を両面印刷すること）と引換えに交付する。
- ② 交付場所：3. (1) 担当部署に同じ
- (3) 応募申込書・見積書・企画提案書（プレゼンテーション）等の提出期間並びに提出場所
- ① 提出期間：令和8年8月8日（土）～令和8年9月7日（月）
（土日祝日を除く9時00分～17時00分）
- ② 提出場所：(1) 担当部署に同じ
- ③ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）
- (4) 見積書の開封日時及び場所
- ① 開封日時 令和8年9月18日（金） プレゼンテーション終了後
- ② 開封場所 独立行政法人地域医療機能推進機構九州病院 別館4階 大会議室
- (5) プレゼンテーションの日時及び場所
- 提出された企画提案書の補足説明のため、プレゼンテーションを実施する。
- ① 日 時 令和8年9月18日（金） 10時00分～
場 所 独立行政法人地域医療機能推進機構九州病院 別館4階 大会議室
- ② プレゼンテーションは、説明20分、質疑応答10分。1社あたり30分以内とする。時間を超過した場合は公平な審査の観点から、説明途中であっても打ち切る場合がある。

5. その他

- (1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は、無効。
- (2) 契約書作成の要否 「要」。
- (3) 企画書のヒアリング 必要に応じて実施。
- (4) 関連情報を入手するための窓口 上記「3. (1)」に同じ。
- (5) 詳細は説明書による。
- (6) 総合評価の結果（第一交渉権者）については、書面により郵送にて通知する。